

「京都市火災予防条例」の改正案に対する市民意見募集の結果の概要について

- 1 募集期間 平成26年2月26日（水）から平成26年3月27日（木）まで
- 2 周知方法 ホームページへの掲載,リーフレット配布（消防局本部,各消防署（分署）,各消防出張所（吏員駐在所）,京都市市民防災センター,市役所本庁舎案内所,各区役所（支所,出張所）,北部及び南部みどり管理事務所）及び関係団体への説明
- 3 御意見数 11通（87件）

4 御意見の内訳

内 訳	御意見数 (件数)
1 露店開設の安全確保について	47件
(1) 露店等を開設する際の届出義務の拡大について	10件
(2) 消火器の設置義務化について	10件
(3) 大規模な屋外の催しにおける防火管理の義務化について	9件
(4) 露店等の責任者に対する講習の受講義務化について	9件
(5) 火災予防上必要な計画の未提出に対する罰則について	9件
2 消防法違反がある建物の公表について	40件
(1) 消防法違反がある建物を公表することについて	10件
(2) 消防法違反で不特定多数の方が利用する建物等を公表の対象とすることについて	10件
(3) スプリンクラー設備等の設備が未設置の違反を公表の対象とすることについて	10件
(4) 京都市消防局のホームページで公表することについて	10件
合 計	87件